

療養型病床削減に関する意見書

政府は、医療制度改革で、慢性的な症状などで長期に入院する施設である療養病床を、2012年3月末までに介護型については全廃、医療型も4割を削減し、全体で6割を削減しようとしている。札幌市にあてはめると、介護型約3,700床、医療型約2,600床の合計6,300床もの削減で、行き場のない患者が大勢生まれるおそれがある。政府は療養病床の入院患者の半数は医師の対応がほとんど必要ないとし、削減の受け皿として老人保健施設や有料老人ホームをあげている。しかしながら、これは実態を無視した見解で、容態は安定していても常に医療を必要としている患者は多く、また独居や老夫婦世帯のため在宅で介護及び医療をできない患者が大勢いる。

6年をかけて削減するとはいえ、受け皿が確保できる見通しは全く明確ではなく、関係者からも地域での十分な受け入れ体制が整わないまま削減が行われるのではないかという不安の声が出ている。

さらに、政府は療養病床の削減方針の先取りとして、今年7月から診療報酬を改定し、療養病床の入院基本料の区分に「医療の必要性が比較的低い」とする「医療区分1」を新設し、診療報酬の点数を大幅に引き下げようとしている。これは採算が取れない当区分の患者を病院から「追い出し」せざるを得なくするものである。

よって、国会及び政府においては、療養型病床の削減については必要な医療の提供がなされ、退院後の受け皿が十分確保されるよう求めるものである。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員